

令和8年度島しょ地域介護人材確保対策事業に係るQ & A
※随時追加・更新予定

NO.	項目	質問事項	回答
共通			
1	事業計画書	事業所単位で提出してよいか。	当該補助は法人を代表する方が申請者となります。 また、事業計画書及び補助金申請書の提出にあたっては、法人において各事業所分を取りまとめて提出してください。
2	事業計画書	一事業所で複数の介護支援専門員が法定研修を受講するが、別々（個人）で申請してよいか。	当該補助は法人を代表する方が申請者となります。 また、事業計画書及び補助金申請書の提出にあたっては、法人において各事業所分を取りまとめて提出してください。
3	事業計画書	介護専門職の受入や介護支援専門員の法定研修受講はまだ先であるが、経費は正確に算定しないといけないか。	過去の実績等から経費を概算で見積もっていただいても結構ですが、補助金の全体額を把握したいことから、大きな誤差がないよう努めてください。
4	変更交付申請	一度交付申請を行い、交付決定を受けたが、その後、新たに介護専門職員の受入れや介護支援専門員の法定研修受講が生じた場合、新たに交付申請を行うのか。	一法人一度の交付申請をお願いしております。そのため、交付決定後の変更事項として、変更交付申請書の提出をお願いします。
5	実績報告書	支出証拠書類とはなにか。	宛名や年月日、購入したものなどがわかる領収書（写）や、支出内訳等を提出ください。 また、各補助メニューにおいては、追加で資料の提出を求めることもあります。 なお、宛名が個人名となっている場合は、法人又は事業所から個人へ支払ったことがわかる資料（通帳の写しや給与明細、受領書等）も必要となります。 ※委託料は契約書（写）及び実績報告書（写）も提出。
1 介護専門職受入支援			
1	受入対象職種	人材確保が難しいことから、無資格の方も対象とならないか。	無資格者を受入れた場合でも、受入後、介護職初任者研修を修了した場合は対象とします。 ただし、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに修了した場合に限ります。
2	補助対象経費	一律に一人あたり10万円・20万円の補助があるのか。	当該補助金は奨励目的ではなく、実際に負担した費用に対する補助としております（上限20万円）。そのため、最終的に、実績報告書において領収書（写）の提出が必要となります。 また、無期雇用契約は200,000円、有期雇用契約は100,000円の上限としております。
3	補助対象経費	受入にあたっては、事業所において家賃を2～3ヶ月分負担することもあり、負担が大きいことから対象とならないか。	家賃は対象外となりますが、住宅の賃借に係る初期費用（礼金及び保険料）は対象としています。 ※限られた予算の中で、多くの方にご利用いただきたいことから、対象経費を限定します。ご理解のほどよろしく申し上げます。
4	補助対象経費	事業所の下見に要した旅費も補助対象となるか。	下見又は実際に赴任に要した旅費のどちらか一回分の往路（片道）分を対象とします。 ※限られた予算の中で、多くの方にご利用いただきたいことから、対象経費を限定します。ご理解のほどよろしく申し上げます。
5	補助対象経費	採用者の送迎に係る職員の旅費等は補助の対象となるか。	旅費の対象は新たに採用される職員の赴任旅費（又は事前視察に要する旅費）を対象としているため、対象外とします。
6	実績報告	就労期間（1ヶ月）はどのように数えるのか。	就労開始日から起算して、休日を含めて数えます。 例：10月1日就労開始の場合、11月1日をもって1ヶ月就労とする。

NO.	項目	質問事項	回答
7	実績報告	<p>補助対象経費の支出は、1ヶ月就労した後でも、その前でもよいか。また、支出の期限はあるか。</p> <div data-bbox="395 360 1350 629" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">* 対象期間に発生(移動、荷物の発送、契約)し、支出した費用のみ対象</p> </div>	<p>対象経費の支出は就労前・後どちらでも構いません。ただし、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支出する必要があります(この期日を過ぎると補助の対象外となります)。 また、上記期間に発生(契約・引越・移動)し、支出まで済めたもののみが対象となります。</p>
2 介護専門職採用活動支援			
1	補助対象経費	旅費の対象となる経費はなにか。	<p>「航空賃」「船賃」及び「宿泊料」が対象となります。「車賃(モノレール、バス、レンタカー等での移動)」は対象外となります。</p> <p>※限られた予算の中で、多くの方にご利用いただきたいことから、対象経費を限定します。ご理解のほどよろしく申し上げます。</p>
2	補助対象経費	旅費の対象となる期間はいつまでか。	<p>宿泊はイベント等の前日から最終日当日までの期間を対象とします。</p>
3 介護職員初任者研修等開催支援			
1	補助対象者	一つの自治体で複数の事業所(法人)が実施してよいか。	<p>原則、補助事業実施年度において、原則1市町村1法人とします。 なお、補助条件として、特定の事業所への就職を条件とすることがないようにいたします(地域内全域での介護人材の確保・育成を目的としているため。)</p>
2	補助対象経費	どのような経費が対象となるのか。	<p>事業所または自治体が直接実施する場合の経費(講師の旅費、報償費、印刷製本費等)、委託に要する経費(委託料)を対象とします。 なお、いずれの場合も食糧費(昼食代、会食代、飲料代等)は対象外とします。</p>
4 介護支援専門員等研修受講支援			
1	補助対象者	対象となる訪問系サービスを有する事業所はなにか。	<p>次の訪問系サービスを実施する事業所の従事者を対象とします。 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護</p>
2	補助対象経費	旅費の対象となる経費はなにか。	<p>「航空賃」「船賃」及び「宿泊料」が対象となります。「車賃(離島内での車での移動、沖縄本島内でのモノレール、バス、レンタカー等での移動)」や「受講費」は対象外となります。 また、県外での受講は対象外となります。 ※限られた予算の中で、多くの方にご利用いただきたいことから、対象経費を限定します。ご理解のほどよろしく申し上げます。</p>
3	補助対象経費	旅費の対象となる期間はいつまでか。	<p>研修は数回に分かれることから、その合計額を対象経費とし、宿泊は研修前日から最終日当日までの期間を対象とします。</p>
4	補助対象経費	宿泊料は1泊いくらまで補助するのか。	<p>1泊9,800円を上限とします。(9,800円の2/3補助) 上限額以上のホテルの宿泊を禁じるものではありません。</p>
5	補助対象経費	ホテルパックも認められるのか。	<p>ホテルパック利用も認めます。 ※ホテルパック代金の上限は、1回あたり往復航空運賃+宿泊代金(9,800円)とします。</p>
6	補助対象経費	②資質向上に資する研修とはなにか。	<p>対象となる研修は、喀痰吸引研修や認知症介護基礎研修等です。 ※その他対象となる研修は「対象研修一覧」をご覧ください。 ※対象者は訪問介護サービスに従事している職員に限ります。</p>
7	実績報告	支出証拠書類とはなにか。	<p>・運賃及び行程(搭乗した者の氏名、搭乗日、出発地、到着地、金額等)がわかるものの写し ・宿泊した者の名前、ホテル等名、宿泊代金及び宿泊日等がわかるものの写し</p>